

## 1. 学校における医療的ケアに関する基本的な考え方について

※小・中学校等を含む「すべての学校」、人工呼吸器の管理などを含む「すべての医療的ケア」を想定。

### (1) 学校における医療的ケアに係る関係者の役割分担について

- 教育委員会や学校だけでなく、主治医や保護者など、医療的ケア児に関わる者それぞれが、その責任を果たし、学校における医療的ケアの実施に当たることが必要。
- 国は、教育委員会や学校が参考となるよう、**標準的な役割分担を示す**ことが必要。

(役割分担の例)

<p>○教育委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアに係るガイドラインの策定</li> <li>看護師の確保（雇用・派遣委託）</li> <li>教職員・看護師に対する研修〔都道府県単位の支援〕等</li> </ul>	<p>○看護師</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアの実施、記録・管理・報告</li> <li>必要な医療器具、備品等の管理</li> <li>認定特定行為業務従事者教職員への指導助言等</li> </ul>	<p>○保護者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学校との連携・協力</li> <li>必要な医療器具等の準備</li> <li>健康状態の報告等</li> </ul>
<p>○教職員</p> <p>【校長等管理職】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>校内の医療的ケア安全委員会の設置・運営</li> <li>看護師の勤務管理 等</li> </ul> <p>【認定特定行為業務従事者である教職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアの実施（特定行為のみ） 等</li> </ul> <p>【養護教諭】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童生徒等の健康状態の把握 等</li> </ul>	<p>○医師</p> <p>【教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療的ケアの実施要領や個別マニュアル等の確認</li> <li>医療的ケアに関する研修 等</li> </ul> <p>【主治医】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>本人や学校の状況を踏まえた書面による指示</li> <li>緊急時に係る指導・助言</li> <li>個別の手技に関する看護師等への指導 等</li> </ul>	

### (2) 医療関係者との関係について

- 地域の医師会や看護団体等の協力を得て、**小児医療や在宅医療などの専門的知見を活用**することが必要。
- 指示書の内容に責任を負う主治医との連携**も不可欠。学校は医療的ケア児の健康状態等の必要な情報を主治医に提供することが必要。
- 教育委員会は、**医療的ケアや在宅医療に知見のある医師を学校医としたり、特に医療的ケアについて指導・助言を得るための医師（医療的ケア指導医）として委嘱**したりすることが重要。

### (3) 保護者との関係について

- 健康状態や医療的ケアの頻度、想定される事故等や対応について説明を受けた上で、学校で対応できる範囲について、あらかじめ**学校・保護者の双方で共通理解を図ることが必要**。**主治医等の医療関係者や相談支援専門員等と交えることも有効**。
- 健康がすぐれない場合の無理な登校を控えたり、緊急時の連絡手段の確保など**保護者にも一定の役割**。
- 保護者の付添い**については、本人の自立を促す観点からも、**真に必要と考えられる場合に限るよう努める**べき。やむを得ず協力を求める場合にも、代替案などを十分に検討し、その理由や今後の見通しなどを丁寧に説明することが必要。

## 2. 教育委員会における管理体制の在り方について

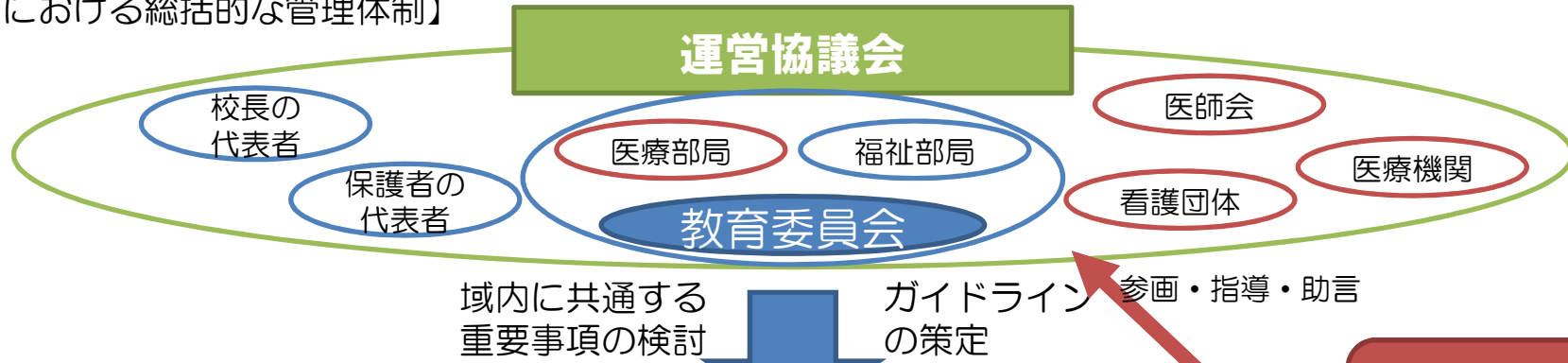
- 教育委員会は、域内の学校に共通する重要事項について、**ガイドライン等を策定**。
- 教育、福祉、医療等の関係部局・関係機関、保護者の代表者などから構成される**運営協議会を設置**。
- 運営協議会の運営に当たっては、**医療的ケアや在宅医療に精通した医師を加える**など留意。
- 看護師の配置については、教育委員会が自ら雇用するだけでなく、**医療機関等に委託し、医療的ケアに係る指示とサービス監督を一本化**することも可能。その場合、看護師と校長や教職員との連携を十分に図ることが必要。
- 都道府県単位での研修の実施など、都道府県教育委員会等による**市町村教育委員会や市町村立小中学校への支援体制の構築**が必要。

## 3. 学校における実施体制の在り方について

- 学校は、教育委員会のガイドライン等を踏まえ、**各学校における実施要領を策定**。
- 医療的ケア安全委員会を設置**するなど、校長の管理責任の下、関係する教諭・養護教諭、看護師、教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医等が連携し、対応できる体制を構築。
- 医療的ケア安全委員会の運営や個々の医療的ケアの実施に当たっては、主治医のほか、**教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医に指導助言を求める**。
- 医師が近くにいない中で医療的ケアに当たる**看護師の不安を可能な限り解消する配慮**が必要。

# 学校における医療的ケアの実施体制

【域内における総合的な管理体制】



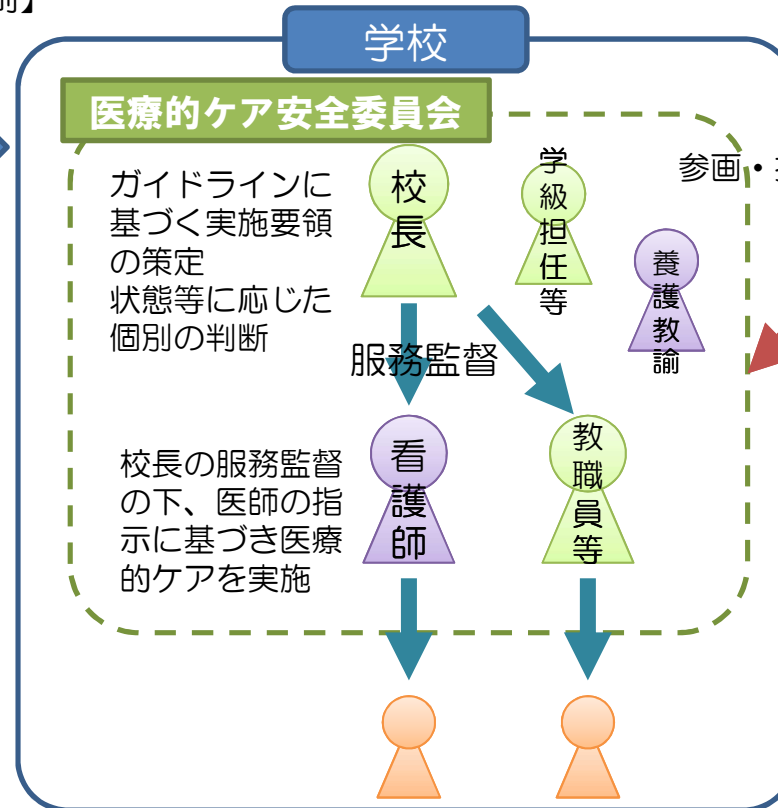
【学校における組織的な実施体制】



- ・医療的ケアの内容や頻度、想定される事故などを踏まえ、学校での対応について双方で共通理解。協議には必要に応じて医師等の第三者も交える。

- ・体調不良時の登校は控える、緊急連絡体制を構築する等の保護者の役割も共有。

- ・保護者の付添いは真に必要と考えられる場合に限るよう努める。



教育委員会の委嘱した学校医・医療的ケア指導医

医師

※医療機関に医療的ケアの実施を委託することも可能



- ・医療的ケアの指示の内容に責任を負う。

- ・健康状態や学校の状況等を踏まえて指示書を作成、学校はこれらの情報を十分に提供。